

## 産業医科大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2014（平成26）年3月31日までとする。

### II 総 評

#### 一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1972（昭和47）年に制定された労働安全衛生法による産業医制度によって、1977（昭和52）年に教育基本法及び学校教育法に基づき、「医学の教育及び研究を行うとともに労働環境と健康に関する分野における医学の振興に寄与する」ことを目的として設置された。その後、1996（平成8）年には、産業医科大学医療技術短期大学を発展的に改組する形で産業保健学部を設置し、同学部は、産業医の共働者としての職務を遂行し得る能力をもつ、産業保健スタッフの育成を目指すわが国初の学部となった。現在、貴大学は、2学部、1研究科を有し、産業医、産業看護職等の産業保健専門職スタッフを育成し、広範囲にわたる産業医学に関する教育と研究を行っている。貴大学の種々の試みによる産業医学面への社会貢献は評価できる。

今後の課題としては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の取り組みに対する組織的な体制の構築、国際交流についての基本方針の明示と支援体制の強化、個人情報に配慮した積極的な情報公開請求への対応などがあげられる。また、今後産業保健領域でどのような人材が求められるのかについて検討し、大学院設置に関する全学的な方針を定める必要があると考えられる。さらに、産業医、産業保健医療スタッフの養成を目的とする大学として、産業医療活動の広報についても努力が求められる。

#### 二 自己点検・評価の体制

「産業医科大学自己点検・評価運営委員会」を設置し、自己点検・評価を行う組織・規程など、おおむね整備している。しかし、その結果の公表については限定的であり、どの程度改革につながっているかは不明瞭である。また、今回提出された貴大学の『自己点検・評価報告書』は、記述の根拠を適切に示していないなど、不十分な点が見られた。

今後は、点検・評価で明らかになった問題を改善に結び付けていくための組織的な体制の整備が必要であろう。

### 三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

#### 1 教育研究組織

現在、医学部と産業保健学部の2学部と4年一貫制の医学研究科（博士課程）を有している。大学病院のほか、産業医学情報教育施設および産業医学研究支援施設があり、教育・研究を支援する施設として機能している。また、附置研究所として、産業医学の研究に重点を置く産業生態科学研究所や、産業医等の養成を目的とした産業医実務研修センターを設置している。貴大学の理念・目的を達成するため、適切な組織を整備している。

#### 2 教育内容・方法

##### (1) 教育課程等

###### 学部

貴大学の理念・目的より、産業医学に貢献しようとする姿勢は明確である。その理念・目的に沿って、カリキュラムをおおむねバランスよく配置している。しかし、教養科目は、医学部と産業保健学部合同で実施するなど、努力は認められるが、内容が限定的である。この点については、近隣大学との連携体制も構築されつつあるので、今後期待したい。

産業保健学部では、2003（平成15）年にカリキュラムを改正している。教養科目には、人材育成に重点を置いた科目を配置し、専門科目には、産業看護学実習など大学の理念を反映した科目を設けている。しかし、必修科目が多いため、カリキュラムが過密になっていないか、学生の学習時間が確保されているかについて、今後、点検・評価が必要である。

###### 研究科

医学研究科の理念・目的は明確に示され、それに従ってカリキュラムを配置している。しかし、論文作成については、個々の指導教員の専攻分野に依っており、他分野を専門とする教員を含め、複数の教員が必要に応じて指導に参加できる制度が確立していない。今後、特に、学際領域を研究テーマとする学生に対して、複数教員による指導体制の確立が望まれる。

##### (2) 教育方法等

###### 学部

医学部においては、今までの教育組織単位である講座制を基にして、モデル・コア・カリキュラムを導入している。しかし、モデル・コア・カリキュラムで重視している

統合カリキュラム、およびチュートリアル教育はほとんど取り入れていないため、今後そのような教育の展開も期待したい。さらに、産業医学関連科目は別として、現行の教育内容は、モデル・コア・カリキュラムと整合性が十分にとれていない部分もある。また、シラバスの内容については不十分な点が見られるため、より内容を充実させる必要がある。

産業保健学部においては、教育目標を達成するための教育方法が十分に検討されており、おおむね適切に実施されている。また、教育・研究活動の向上を目的として、全教員が参加して行われる「さんぽの会」のなかで、FD関連の事項をテーマにした議論、交流会を開催している。

授業評価については、両学部とも学生による授業評価アンケートを実施しているが、今後より公正な評価となるよう、評価項目の設定には工夫が必要である。また、その結果をフィードバックするための体制は整備されていない。授業改善に繋げるためのより組織的な取り組みと、その結果を改善に生かす体制の整備が必要である。

#### **研究科**

新しい産業医学研究を推進できる国際感覚にあふれた研究者と産業医の養成を目標に掲げ、障害機構系専攻を中心に新たな教育プログラムを設定している。さらに、以前より設置されていたJICA国際研修コースと一部相互乗り入れを行い、留学生を毎年積極的に受け入れることで、研究レベルの向上と国際化を図っている。この取り組みは、2006（平成18）年文部科学省の「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択されており、今後の展開が期待される。

FDに関する取り組みは不十分である。医学部と合同で行っているとのことであるが、今後は教育・研究の更なる発展のためにも、大学院教育を中心に据えた独自の取り組みが必要である。また、その結果のフィードバックを適切に行い、大学院教育の一層の充実には繋げるための組織体制の整備も求められる。

#### **(3) 教育研究交流**

国際交流を推進しているが基本方針を明示していない。また、医学部、産業保健学部ともに、海外大学、研究所等との交流が行われているものの、現在のところは講座または教員レベルで行われているものがほとんどであり、取り組みは不活発である。また、研究科においても、学生の派遣、受け入れはともに少ない。国際的な教育研究交流、学術交流は、研究科として組織的には行われていない。今後、活発に国際交流が行われるよう、組織体制の整備が必要である。

#### **(4) 学位授与・課程修了の認定**

論文審査においては、審査委員会に指導教授が加わらず、客観的な評価、審査を行っている。しかし、審査委員会委員は教授に限定しているため、当該分野の専門家の数が少なく、適切な審査委員の選定が困難な場合があるため、対応が必要である。

学位授与基準に関しては、標準修業年限未満で修了する場合には明確な基準を設定しているが、通常の修業年限で修了する場合における学位授与基準は必ずしも明確でないので、明示する必要がある。

### 3 学生の受け入れ

学部における推薦選抜と試験選抜の2種類の選抜は適切に行われている。入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率はともに適正であり、適切な定員管理が行われているといえる。

### 4 学生生活

学生の修学のための経済的支援、就職・心理相談などの体制はおおむね整備している。セクシュアル・ハラスメントに関する防止規程を整備し、相談窓口も設置しており、調査委員会に関する規程も整備している。ただし、被害者が相談しやすい配慮もある程度行っているようであるが、一層の配慮が求められる。さらに今後は、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメントについても、研修、セミナーの開催などを行い、十分学内に広報し、ハラスメント全般の発生を未然に防ぐよう努力するべきである。なお、学生生活上の事柄について、学生の声を直接反映させる仕組み作りも検討されたい。

### 5 研究環境

教員が国内外の学会へ参加するための支援体制を整備している。また、産業生態科学研究所において、海外の研究者、行政官等を受け入れ、産業医学関連の研修を行っていることは、大学の教育・研究の促進にも繋がっており、評価できる。

医学部では、採用前は研究業績評価が行われていたものの、これまで、採用後はその評価を行っていなかった。この点について、2006（平成18）年度から研究業績を含めた教員個人評価を開始しているため、今後の展開に期待したい。一方、2003（平成15）年度から実施している研究費の傾斜配分によって、教育・研究のより一層の活性化が期待される。

産業保健学部では、教員1人あたりの1年間の論文数が少ない。教育活動による負担もあるが、産業保健領域の研究を担う大学として、組織的な研究支援体制の強化が求められる。また、研究費は十分とはいいがたいが、おおむね保障されている。

## 6 社会貢献

医学部、産業保健学部および産業生態科学研究所共同で産業医科大学公開講座企画委員会を設置し、産業医学の専門性を活かしたテーマによる公開講座を開催している。大学主体あるいは企業主体の共同研究が幅広く行われており、その研究成果は、学会、専門誌において公表され、産業医学分野の進歩に貢献している。また、産業医に対する技術支援も行っている。さらに、産業生態科学研究所が中心となり、WHO指定協力機関として、国際協力機構（JICA）の国際研修コースや国際遠隔講義を実施しており、産業医学分野の教育研修を通じた発展途上国への技術協力が行われている。このような貴大学の産業医学面での社会貢献は評価できる。

## 7 教員組織

医学部において、基礎医学担当教員を各講座4人から3人へ一律的に削減する計画があるが、現在の講座数が多くないことから見ると、教育への影響が懸念されるため、何らかの対応が必要である。また、助教授、講師、助手の任免、昇格については、規程により選考委員会で審議されるが、その際の基準が明確ではない。今後明示する必要がある。

産業保健学部の教員の募集に関しては、近年の看護系大学の急増から、候補者を募っても応募が乏しい現状のなかで努力している状況が理解できる。大学設置基準上の必要専任教員数は満たしているが、今後、教育目標を達成するため、より適切な教員組織となるよう、対応策の検討が必要である

## 8 事務組織

事務組織と教学組織との連携は比較的良くとれている。また、事務機能の質を落とさずに、組織のスリム化のための努力をしている。しかしながら、今後、事務組織においては、専門性の高い人材の採用や研修制度の徹底など、人材の育成に対して一層の努力が求められる。

## 9 施設・設備

各講義室、実習室は、それぞれの目的に応じた設備を備えている。しかし、e-ラーニングを含むデジタル化、IT化に対応した機器設備の導入は一部にとどまっている。また、病院以外の施設においても、バリアフリー化のための努力が必要である。さらに今後は、完全禁煙の徹底、指導が求められる。

## 10 図書・電子媒体等

土曜・日曜・祝日の図書館開館を実施しており、図書館閲覧座席数も十分である。

また、卒業生、専門職業人に対して図書館を開放している。今後は、検索用パソコンを含む電子機器の十分な確保と陳腐化への対応など、改善が望まれる。また、看護学の図書・雑誌等の不足を補うため、文献複写や電子ジャーナルの導入等のための体制を整備する必要がある。

### 1 1 管理運営

学長、学部長の選任、意思決定などの管理運営に関する基本的考え方を明示している。また、管理運営に関する規定を明文化し、管理運営に学外有識者の意見が反映できるシステムを構築している。各学部、医学研究科、産業生態科学研究所また附属病院がそれぞれに専任の管理責任者（医学部長、研究科長等）をおいて、それぞれの使命の遂行に対する責任体制が明確なシステムとなっており、各組織間の連携を適切に行っている。また、産業保健学部については、教授会に学長、副学長が出席するため、全学の方針が学部にも反映しているが、医学とは異なる産業保健学の特徴が、重要事項の決定に十分活かされるよう配慮する必要がある。

### 1 2 財務

他の私立大学とは異なる予算会計制度であるため、財務比率を単純に比較し論じることが難しいが、国の政策によって補助金が大幅に縮小されるなかで、学生生徒等納付金、医療収入の増加を図り、人件費、医療経費率の改善を図っている。貸借対照表関係比率は医学部を含む複数の学部を設置する私立大学の平均に比較して良好であるが、消費収支計算書関係比率では消費支出比率で同平均との差が見られた。しかし、経年的に改善されており、経営改善の努力が現れている。さらに、「中期目標・中期計画」において、大学運営費の大半を国庫補助金に依存している財務体質から脱却し、「自己収入の増加」、「外部研究資金の獲得」および「管理経費等の抑制」の目標を明確に示している。

なお、監事および公認会計士（監査法人）の監査は、適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では学校法人の財産および業務執行の状況に関する監査の状況が適切に示されている。

### 1 3 情報公開・説明責任

『自己点検・評価報告書』の公開に関して、学内や、医学部を設置する大学には配布してきたものの、全体としてごく一部に限られている。今後はホームページなどを利用し、積極的な公開が求められる。また、大学全体として、情報開示請求への対応が不十分である。社会一般の情報開示の要望に対応するため、個人情報に配慮しつつ、情報開示の内容・対象をより拡大し、社会に対する説明責任を果たすべきである。

財務情報に関しては、大学広報誌『産業医科大学ニュース』には資金収支計算書のみの掲載となっているが、ホームページでは財務三表を公開している。リンクボタンにより容易に閲覧できるよう工夫しているものの、簡略な説明にとどまっている点は残念である。今後は、教職員、学生・保護者・地域住民など一般の人にわかりやすくするため、他の私立大学と補助金制度が異なる点を含め、説明に工夫をすることが必要である。

### Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

#### 一 長所として特記すべき事項

##### 1 社会貢献

- 1) 産業生態科学研究所が中心となって、国際協力機構（JICA）と連携し、発展途上国の労働安全衛生の普及および発展向上に貢献している。また、海外の研究者、行政官等を受け入れ、産業医学関連の研修を行っていることは、貴大学の研究の促進にも繋がっている。

#### 二 助言

##### 1 教育内容・方法

###### (1) 教育方法等

- 1) 学部では、授業評価アンケートを行っているものの、その結果を授業改善に反映するための体制を整備していない。また、研究科では、FDに関する取り組みが行われていない。今後、全学として授業改善についての取り組みが行われるよう、組織的な体制の確立が必要である。

###### (2) 教育研究交流

- 1) 大学として国際交流を推進しているようであるが、基本方針を明示していない。また、学部・研究科ともに、留学生の派遣、受け入れが活発とはいえない。国際交流が促進されるよう、組織的な支援体制の強化が求められる。

##### 2 学生生活

- 1) セクシュアル・ハラスメントに関する規程は整備されているが、今後は対象を拡大し、それ以外のハラスメントについても、防止に向けて組織的に対応することが必要である。

##### 3 情報公開・説明責任

- 1) 『自己点検・評価報告書』の公開対象が一部に限られている。今後はホームページなどを利用した公開が求められる。また、大学全体として、情報開示請求への対応が不十分である。個人情報に配慮しつつ、情報開示の内容・対象をより拡大し、社会に対する説明責任を果たすべきである。
- 2) 財務情報に関しては、ホームページによって財務三表を公開しているものの、大学広報誌『産業医科大学ニュース』には資金収支計算書のみの掲載にとどまっている。広報誌にも財務三表を公開することが望まれる。

以 上

## 「産業医科大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2006（平成18）年1月13日付文書にて、2006（平成18）年度の相互評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会相互評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（産業医科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

### (1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の評価を行うとともに評価所見を作成し、これを主査が中心となって一つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は産業医科大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月16日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに11月6日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに相互評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した評価結果（委員長案）を相互評価委員会で審議し、「評価結果」（原案）として貴大学に送付しました。その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告いたします。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「産業医科大学資料2」のとおりです。

## (2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、原則として「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学の特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は正会員にふさわしい要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2010（平成22）年7月末日までにこれをご提出いただきます。

一方、「助言」は、正会員にふさわしい要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察、意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意いたしました。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2007（平成19）年3月29日までにご連絡ください。

産業医科大学資料1—産業医科大学提出資料一覧

産業医科大学資料2—産業医科大学に対する相互評価のスケジュール

## 産業医科大学提出資料一覧

## 調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

## 添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	平成17年度 産業医科大学 学生募集要項(試験選抜) 平成17年度 産業医科大学 学生募集要項(推薦選抜) 平成17年度 産業医科大学入学者選抜実施要項 平成17年度 産業医科大学大学院医学研究科(博士課程)学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2005 産業医科大学 大学案内 2005 産業医科大学概要 2005 産業医科大学概要 別冊
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	産業医科大学学生便覧 産業医科大学大学院便覧 産業医科大学医学部教育要項 産業医科大学産業保健学部教育要項
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 平成17年度大学院授業カリキュラム表
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	産業医科大学学則 産業医科大学大学院学則 産業医科大学学位規程 産業医科大学学生準則 産業医科大学医学部授業科目の履修の認定方法及び学習の評価・進級に関する規程 産業医科大学産業保健学部授業科目の履修の認定方法及び学習の評価・進級に関する規程
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	産業医科大学医学部教授会規則 産業医科大学産業保健学部教授会規則 産業医科大学大学院医学研究科委員会規則 産業医科大学産業生態科学研究所教授会規則
(7) 教員人事関係規程等	産業医科大学医学部教授会教員人事委員会内規 産業医科大学医学部教授選考内規 産業医科大学医学部教授の資格基準に関する申合せ 産業医科大学産業保健学部教授会教員人事委員会内規 産業医科大学産業保健学部教授選考内規 産業医科大学産業生態科学研究所教授会教員人事委員会内規 産業医科大学産業生態科学研究所教授選考内規 産業医科大学産業生態科学研究所教員資格基準内規 産業医科大学産業医実務研修センター教授選考内規 産業医科大学教育職員の採用等の特例に関する規程 産業医科大学非常勤助手の取扱いについて 非常勤講師委嘱基準 産業保健学部非常勤講師委嘱基準 産業生態科学研究所非常勤講師委嘱基準 産業医実務研修センター非常勤講師委嘱基準
(8) 学長選出・罷免関係規程	産業医科大学学長選考規程

資料の種類	資料の名称
(9) 自己点検・評価関係規程等	学校法人産業医科大学組織等評価規則 大学組織等評価委員会規程 経営組織等評価委員会規程 外部評価委員会規程 学校法人産業医科大学教員個人評価規則 教員個人評価委員会規程 学校法人産業医科大学職員人事考課規則 職員人事考課審査委員会規程
(10) ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人産業医科大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する達
(11) 寄附行為	学校法人産業医科大学寄附行為
(12) 理事会名簿	学校法人産業医科大学 理事・監事名簿
(13) 規程集	学校法人産業医科大学規程集
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	平成5年3月 学校法人産業医科大学 自己点検・評価報告 平成8年3月 学校法人産業医科大学 自己点検・評価報告
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	2005 産業生態科学研究所 2005 産業医科大学病院 平成17年 産業医科大学大学院医学研究科 -その特徴について- 活躍する卒業生産業医 vol.1・2
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内
(17) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメントのない職場にするために
(18) 就職指導に関するパンフレット	産業医、労働衛生機関就職斡旋の流れ 就職の手引き 就職応募の図解 産業保健学部進路指導の概要 産業医科大学無料職業紹介における業務運営に関する達
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談室のご案内
(20) 財務関係書類	平成12～16年度 決算書類 平成12～16年度 監査報告書 平成12～16年度 部門別決算書

## 産業医科大学に対する相互評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2006年	1月13日	貴大学より相互評価申込書・認証評価申請書の提出
	4月上旬	貴大学より相互評価関連資料の提出
	4月7日	第1回相互評価委員会の開催（平成18年度相互評価のスケジュールの確認）
	4月13日	第1回大学財政評価分科会の開催
	4月25日	第432回理事会の開催（平成18年度相互評価委員会各分科会の構成を決定）
	5月15日 ～27日	評価者研修セミナー説明（平成18年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月7日	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月11日	大学評価分科会第9群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月16日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	9月20日	第3回大学財政評価分科会の開催
	11月6日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月27日	相互評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月15日 ～16日	第2回相互評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（原案）の貴大学への送付
2007年	2月16日 ～17日	第3回相互評価委員会の開催（「評価結果」（案）を作成）
	2月27日	第440回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
	3月13日	第97回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）